

緑

をつくる

民有地緑化助成制度

緑あふれる魅力的なまちづくり
のため、優良な民有地緑化に
助成します



1 助成の対象となる主な内容

- ・ 植栽（材料費、作業費など）
- ・ 植栽基盤（客土、屋上緑化資材、壁面緑化資材、駐車場緑化資材など）
- ・ 灌水施設（散水栓、給水管、排水管）

2 助成の条件

事業名	地域要件	規模要件	評価要件
緑化工事 ※ 1	豊橋市内 の市街化 区域内で あること	50m ² 以上 ※ 2	以下の項目を <u>1つ以上</u> 満たす事 ① 公開性があること ※ 3 ② 緑化重点地区内であること ③ 緑化面積が 500m ² 以上であること ④ 中高木の緑化面積が緑化面積全体に対して 25%以上 あること ⑤ 敷地面積のうち緑化面積の割合である緑化率が 20% 以上であること
生垣工事		15m 以上	以下の項目を <u>全て</u> 満たす事 ① 生垣設置の接道延長が 1 m 以上であること ② 1 m 当り 2 本以上の植栽間隔であること ③ 道路に面している長さが 3m 以上であること

※ 1 緑化工事とは、空地緑化（庭の緑化を含む）・屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化をいう。

※ 2 緑化面積の算出は、都市緑地法施行規則第 9 条第 1 項第 1 号並びに第 2 号イ及びロの緑化施設の面積の算出方法を準用する。

※ 3 公開性とは、①緑化施設が一般に開放されていること②緑化施設が接道から 60%以上見ることができるとのいずれかをいう。

3 受付期間

令和 7 年 4 月 1 日より開始

※予算に達した時点で受付を終了します。

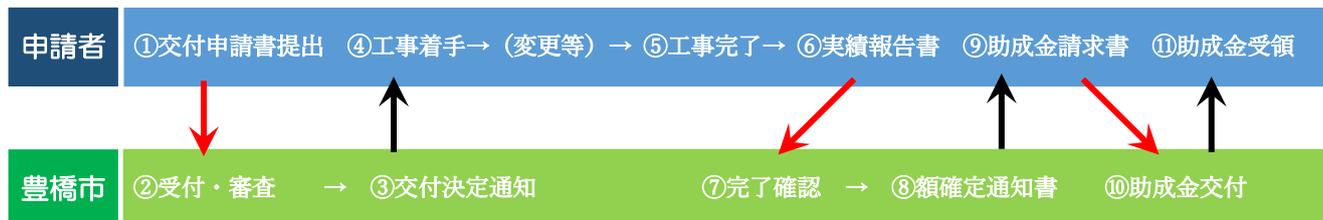
※受付年度の 3 月 15 日までに完了する必要があります。

4 助成金交付額

屋上・壁面・空地・駐車場緑化の場合 10万円≦助成金交付額≦200万円
生垣の場合 3万円≦助成金交付額≦200万円
交付率 1/2

屋上緑化、壁面緑化、3万円/㎡まで 空地緑化の場合、1.5万円/㎡まで
駐車場緑化の場合、2万円/㎡まで 生垣設置の場合、5千円/mまで

5 助成の流れ



交付申請書類一覧		実績報告書類一覧	
・事業計画書	・事業費内訳明細書	・事業報告書	・事業に係る図面
・事業に係る図面	・現況写真	・写真	・事業費用支払い領収書の写しなど
・維持管理誓約書	・市税の完納を証する納税証明書		
・公図・登記簿	・事業費を証明する書類など		

6 事例

個人宅の緑化事例



屋上緑化の事例



7 留意事項

- ・助成対象となるか確認するため、申請前に公園緑地課へ相談してください。
- ・緑化工法、緑化資材の営業を目的とした緑化事業には、助成できません。
- ・管理放棄や撤去などは助成金の返還を求める場合があります。
- ・申請に当り、関係法令等を遵守した上で申請してください。
- ・本助成金は、所得税法上「一時所得」として取り扱われる場合がありますので、税務署にてご確認ください。
- ・この事業はあいち森と緑づくり税を活用しています。
- ・その他、他の助成金を受ける場合の取扱いなど詳しくは下記までお問い合わせください。

問合せ先 豊橋市役所公園緑地課緑化グループ
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
TEL: 0532-51-2654 fax: 0532-56-1230
Mail: koenryokuchi@city.toyohashi.lg.jp